広島市政と市民

人口と世帯
人口　608,959
男　302,836
女　306,123
世帯　218,245
昭和47年6月30日現在

8月15日号　No 420

祇園町と八月二十七日に合併

良好な住宅地域として整備

八月二十七日に広島市と合併する安佐郡祇園町の横顔を簡単に紹介してみましょう。

祇園町は広島市の北に隣接した町で、面積は十五・〇七平方キロ㍍ですが、人口は四万四千二百七十九人（四十七年七月一日現在）にもなっています。

広島市は、扇形の太田川デルタのうえに発達した都市ですが、祇園町は扇のカナメの位置にあり、デルタが形成される以前から、太田川河口に発達し、交通の要衝として栄え、また、中世（十三世紀始め）には、武田氏が安芸の守護となり、武田山に築城してから三百年間、産業・文化ともに安芸の重要な地として繁栄しました。

現在の祇園町は、昭和十八年に一町三か村（祇園町、原村、山本村、長束村）が合併してできたもので、当時は肥よくな農耕地での稲作や近郊野菜などを栽培してきた近郊農業地でしたが、戦後、産業の発展や資本の充実につれて広島都市圏の住宅地として、また、商工業地区として、町の性格を変えてきました。とくに、近年、広島市のドーナツ化現象によって、人口が急増してきており、広島市の衛星都市として重要な役割りを果たしています。

合併後は、快適でまとまりのある住宅地域とするため、いろいろな生活環境施設を整備したり、自然を生かしたレクリエーション地域をつくったりすることにしています。

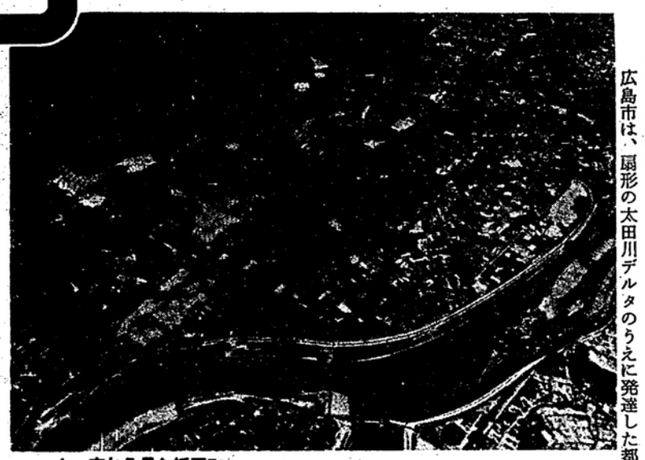

▲ 空から見た祇園町

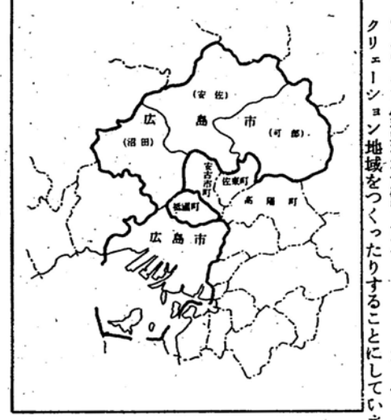

市民のしおり ③

住所関係の届

住所を変更したときは、つぎのものを添えて、十四日以内に、住所（市内間の異動のときはもとの住所）を管轄する市役所戸籍課、支所、出張所へ届け出てください。正当な理由がなくて十四日を経過した場合は、二千円以下の過料に処せられます。

転入届（他の市町村から広島市内に住所を移したとき）‖転出証明書、印鑑、国民年金手帳（加入者だけ）　被爆者健康手帳（所持者だけ）　国民健康保険被保険者証（転入する世帯が国保に加入しているとき）　米穀類購入通帳。

転出届（広島市から他の市町村に住所を移すとき）‖印鑑、国民健康保険被保険者証（加入者だけ）　米穀類購入通帳。

転居届（市内で住所を移したとき）‖印鑑、国民年金手帳（加入者だけ）　被爆者健康手帳（所持者だけ）　国民健康保険被保険者証（他の世帯の世帯員となるときは両方のもの）　米穀類購入通帳（他の世帯の世帯員となるときは両方のもの）

変更届（世帯主が変わったときなど）‖印鑑、国民健康保険被保険者証（加入世帯だけ）　米穀類購入通帳。

住民実態調査

各世帯を訪問（定期・随時）して、住民票の記載内容を調査していますので、ご協力ください。

くわしいことは、市役所戸籍課へおたずねください。

編集・発行／広島市秘書室広報課（電話代表45—2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和47年8月15日

広がる下水の処理区域

4月から江波下水処理場が運転を開始

九月一日から吉島排水区の大部分が水洗化できます

市では、都市環境を整備し、快適な生活環境をつくるために、下水道の整備を強力に推進していますが、四十三年度から建設を進めていた江波下水処理場が一部完成し、四月から、二番目の下水処理場として運転を開始しました。

ここでは、江波下水処理場の運転開始によって、処理区域はどのようになるのか、また、今後の見とおしなどを、簡単にのべてみましょう。

江波下水処理場が運転を開始したことによって、三篠排水区全域と江波排水区の大部分では、すでに四月から、汚水の処理を始めています。

九月一日からは、新たに、吉島東一・二・三丁目と、吉島西三丁目、羽衣町の一部をのぞいた吉島排水区の大部分で汚水処理を始める予定です。これらの地区では、シ尿を水洗便所から直接下水管に流すことができるわけです。

また、今回のぞかれている吉島地区は、現在、下水管の布設工事をしていますので、これが終わりしだい、順次、処理を始めることにしています。

五十年度末までに市街地の約半分を整備

市では、巨額の経費を要する下水道整備を急ぐため、受益者負担金制度を採用して財源の拡充をはかった結果、五十年度末までの第一期下水道築造事業計画は、ほぼ順調に進んでいます。

今後、さらに江波下水処理場の拡充・整備するとともに、四十八年度から三か年計画で、大州下水処理場と旭町下水処理場を建設する予定です。また、下水処理場の整備にあわせて、ポンプ場や下水管を整備することにしており、第一期計画完了後の五十一年度からは処理面積二千二百五十六ヘクタール、人口にして約三十八万人が処理区域内に含まれることになります。これは、旧市内の市街地面積の約半分に相当するものです。

五十一年度以降は

周辺部の整備に重点

第一期計画区域からはずれた周辺部は、環境整備のための応急対策として、下水管布設と排水路改良を進めているわけですが、こうした周辺部の下水道は、水洗便所も使用できない不完全なもので中央部の整備が終わりしだい、公共下水道の整備に着手する必要があります。

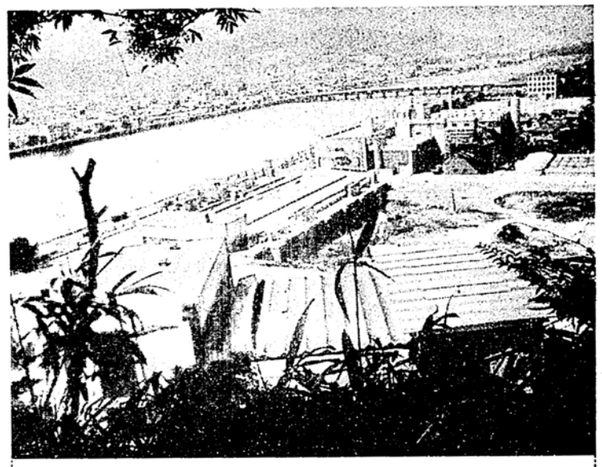

4月から運転を開始した江波下水処理場

五十一年度以降の下水道整備では、第二期下水道築造事業として周辺部の公共下水道整備に重点をおく予定ですが、このためには、現在の第一期計画の進みぐあいや県が行なう瀬野川流域と太田川流域の下水道整備計画を考慮しながら、対策を進めなければなりません。

県が計画している流域下水道整備計画では、瀬野川と太田川放水路の河口付近に下水処理場を建設することになっており、下水道整備の遅れている河川上流地域の汚水もあわせて処理しようとするものです。

これらの計画がすべて完了すれば、広島市の下水は整備され、汚水が処理されますので、河川や海の汚れがしだいに解消されるものと大いに期待されています。

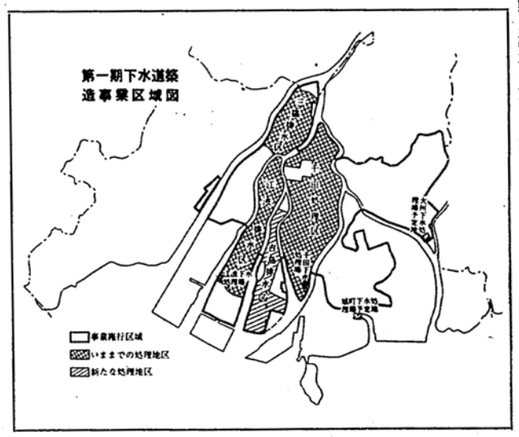

水洗便所改造資金のご利用を

市では、水洗便所に改造するための資金の貸し付けを行なっていますのでご利用ください。

◇**貸付けを受けられる人**

①市税、下水道使用料、下水道事業受益者負担金を完納している人

②貸付けを受けた資金を償還するためのじゅうぶんな能力があり、市内に住む連帯保証人一名以上をたてられる人。

◇**貸付けの条件**

①一世帯について、七万円以内。

②貸付け利子は無利子。

③償還方法は、貸付けを受けた翌月から四十八か月以内の月払い。

◇**申込み方法**

所定の申請書（市役所下水部の受付けや指定工事店にある）に記入して、借入れの手続きをしてください。

なお、吉島排水区のうち、九月一日から水洗化できる地区では、三年以内（五十年八月末まで）に水洗便所に改造しなければならないことになっています。

用途地域が変わります ②

八つの基本地域の用途制限

前回（七月十五日号）は、用途地域として定められている四つの基本地域と二つの専用地区が、八つの基本地域に変わることをお知らせしましたが、ここでは、基本地域の趣旨と建築規制をお知らせしましょう。

八つの基本地域は、それぞれつぎのような趣旨で定められます。

第一種住居専用地域＝高層の建築を禁止し、低層住宅地として、良好な住まいの環境を保護する。

第二種住居専用地域＝中高層住宅が建てられる住宅地。

住居地域＝風俗営業施設などを制限して、住まいの環境を保護する。

近隣商業地域＝周辺の住民に対して日用品を供給し、商業などの利便をはかる。

商業地域＝都市などの商業活動の利便をはかる。

準工業地域＝環境の悪化をもたらすおそれのない軽工業などの利便をはかる。

工業地域＝準工業地域では建てられない工場が建てられる。

工業専用地域＝住宅の混在による公害問題を避け、工業の利便をはかる。

この用途地域内に建築物を建てるときは、それぞれの地域にふさわしい環境を保持するための建築規制が行なわれます。この規制には、それぞれの地域にふさわしくない用途の建築物を制限することと、地域の土地利用に応じた容積率（建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合い）などを定めて建築物の形態を制限することの二つの制限があります。

ここでは、それぞれの地域で、どのような建築物の用途制限が行なわれるか、下の表を参考にしてください。

なお、建築物の形態制限は、後日お知らせします。

くわしいことは、市役所都市計画課（電四五―二一一一内線四七五）へおたずねください。

× ×

用途地域内の建築物の用途制限

建築物の用途 ＼ 用途地域	第一種住居地域	第二種住居地域	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	×
兼用住宅のうち、店舗、事務所などの部分が一定規模以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	×
上記以外の兼用住宅	×	○	○	○	○	○	○	×
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	×	×	×
図書館、博物館	○	○	○	○	○	○	○	×
神社、寺院、教会	○	○	○	○	○	○	○	○
養老院、託児所、公衆浴場、診療所	○	○	○	○	○	○	○	○
巡査派出所、公衆電話所、一定規模以下の郵便局	○	○	○	○	○	○	○	○
大学、高等専門学校、各種学校	×	○	○	○	○	○	×	×
病院	×	○	○	○	○	○	×	×
物品販売業を営む店舗（百貨店を含む）、飲食店	×	○	○	○	○	○	○	×
上記以外の店舗、事務所	×	○	○	○	○	○	○	○
ホテル、モーテル、旅館	×	×	○	○	○	○	×	×
ボーリング場、水泳場	×	×	○	○	○	○	○	×
マージャン屋、パチンコ屋、射的場	×	×	○	○	○	○	○	×
劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	○	○	×	×
待合所、料理店、バー、キャバレー、ダンスホール、トルコ風呂	×	×	×	×	○	○	×	×
営業用倉庫、床面積の合計が50㎡をこえる車庫（一定規模以下の附属車庫などをのぞく）	×	×	×	○	○	○	○	○
自動車教習所、床面積の合計が15㎡をこえる畜舎	×	×	○	○	○	○	○	○
パン屋、米麺、豆腐屋、菓子屋などの食品製造工場で一定規模以下のもの	×	○	○	○	○	○	○	○
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で、危険性や環境を悪化させるおそれがきわめて少ないもの	×	×	○	○	○	○	○	○
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で、危険性や環境を悪化させるおそれがきわめて少ないもの	×	×	×	○	○	○	○	○
作業場の床面積の合計が150㎡をこえる工場または危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの	×	×	×	×	×	○	○	○
危険性が大きいか、または著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	○	○
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が非常に少ない施設	×	○	○	○	○	○	○	○
〃 少ない施設	×	×	×	○	○	○	○	○
〃 やや多い施設	×	×	×	×	○	○	○	○
〃 多い施設	×	×	×	×	×	×	○	○
卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ゴミ焼却場	×	（都市計画において位置を決定したものなど）						

○ は、建てられる建築物　× は、建てられない建築物（ただし、特別の許可を受けて建てられる場合がある）

住居番号は正しく

新改築の場合は早く届出を

市では、昭和四十年から、市街地区域（合併町をのぞく旧市内）の約九〇%を、新しい住居表示に切り替えました。

この制度の実施によって、住居表示は合理的なものとなり、社会生活のうえからも、ずいぶん便利になっています。

しかし、住居表示地区内で建物が新改築された場合、自分の推定で番号を決めたり、もとの番号をそのまま使ったりするため、住居表示制度の意義が失われ、社会生活に混乱を起こしているところがあります。

まちがった住居の表示をしたまま、各種登記、許認可、住民登録印鑑届などをしますと、あとで変更の手続きがめんどうです。また郵便や電報などの配達にも支障があり、他の人にも迷惑をかけることになります。

このように、合理的で便利な制度であっても、正しい住居番号を使用しなければ社会生活に混乱をもたらします。

建物を新改築する場合、住居表示課へ届け出をしてもらうのは、このような混乱を防ぐためですから、建築主や建築業者の人は早く届け出てください。

また、現在建築中か完成し入居している人で、まだ届け出ておられない人は、建物と隣家との距離をはかり、建物の平面図をもって一日も早く住居表示課へおいでください。

住居表示のくわしいことは、市役所住居表示課（電四五―二一一一内線八一二）へお問い合わせください。

商店調査・買物調査にご協力を

このたび、県・市・商工会議所では、国からの委託を受けて広島地域の商業近代化地域計画をつくることになりました。

この計画は、広島市（合併対象地域を含む）の商業の未来像をつくるとともに、その近代化をとおして、市民生活の充実をはかろうとするものです。このため、多くの統計資料を集めたり、みなさんの意見を聞くとともに、調査をすることにしています。

調査は、八月下旬から九月上旬までに行ないますが、調査の対象となられた場合は、正しい資料が得られるよう、ご協力ください。

商店調査＝卸売店・小売店を対象に実施。

買物調査＝一般世帯やその中の独身者を対象に実施。

水道の施設整備納付金が変わりました

―八月一日から実施―

施設整備納付金制度とは

新しく水道をつけられる人や、いままでよりも給水設備を大きくして、水を多く使われる人に、配水管の建設・改良に必要な費用の一部を負担していただく制度です。

なぜ改定したのか

長い年月を経過した老朽管、漏水の激しい石綿管など、改良しなければならないものが、およそ十七万三千㍍もあり、これらを早期に整備していくために多額の資金が必要です。

この改定によって、自主財源の充実をはかり、積極的に小口径配水管網を整備して、安定した給水サービスを確立しようとするものです。

納付金の額

下の表のとおりです。

メーターの口径	現行	改定額
13㍉	10,000円	12,000円
20 〃	20,000	24,000
25 〃	30,000	39,000
40 〃	100,000	130,000
50 〃	180,000	240,000
75 〃	500,000	650,000
100 〃	1,000,000	1,300,000
150 〃	2,700,000	3,510,000
200 〃	5,700,000	7,410,000
250㍉以上	管理者が別に定める額	

いつから変わったか

八月一日以後に給水工事の申込みをした人から適用されています。

くわしいことは、水道局管理部（☎四五―三二六一）へお問い合わせください。

募ります

市役所臨時職員

職務内容／市民税課で市・県民税基本台帳を書きかえる事務。

応募資格／十八歳から四十五歳までの心身ともに健康な人。

募集人員／約四十名。

期間／九月一日から十二月中旬まで。

日給／一、一五〇円。

応募方法／履歴書を持って、市役所人事課へおいでください。

くわしいことは、市役所人事課（☎四五―二一一一内線二四三・五二四）へお問い合わせください。

鳥類保護運動の標語

標語の内容／簡明で語調のよい、自然の中の野鳥を保護するうえにふさわしい標語であること。

応募方法／①ハガキに「野鳥保護標語」として、ハガキ一枚に一句を記載し、応募者の住所、氏名、年齢、職業を明記すること（学生の場合は学校名と学年も記入）

応募期限／九月三十日。

送付先／財団法人　日本鳥類保護連盟（東京都渋谷区南平台町八―二〇　☎一五〇）

発表・表彰／審査の結果、入選、佳作は十一月中に新聞その他で発表する。入選、佳作当せん者には連盟賞と副賞が贈呈されます。

くわしいことは、市役所林業耕地課（☎四五―二一一一内線九三八）へおたずねください。

ホノルル姉妹都市親善訪問団員

期間／十月十三日から同十九日まで（七日間）

経費／十六万五千円（国内での交通費や宿泊費、手続き実費などは含まれない）

募集人員／百名。

申込み締め切り／九月二十日。

申込み方法／申込み金二万円を添えて、市観光協会（大手町一丁目一〇―二　☎四七―六七三八）か日本交通公社海外旅行広島支店（紙屋町一丁目二―一七　☎四七―四八四四・四七―五一三五）へ申し込んでください。

くわしいことは、申し込み先へおたずねください。

会と催し

計量器定期検査

◇八月二十一日＝安佐農協久地支所、同毛木支所◇二十二日＝安佐農協小浜出張所　同小河内支所◇二十三日＝安佐農協後山支所　同筒瀬支所◇二十四日＝安佐農協鈴張支所　同本部◇二十八日＝戸山中学校　戸山農協吉山支所◇二十九日＝戸山農協阿戸支所　伴農協下伴支所◇三十日＝伴農協奥畑支所　同大塚支所◇三十一日＝伴中学校。

受付けは、午前十時から午前三時までです。雨天でも行ないます

身元確認相談所

家出人や行くえ不明者をさがしている人がおられると思います。そのような人のために、つぎのとおり身元確認相談所を開設しますから、遠慮なくご利用ください。

全国の身元不明者の「死者の写真や資料」をそろえています。

とき・ところ／◇八月十八日＝広島東警察署◇二十三日＝福山東警察署◇二十八日＝広島西警察署◇三十一日＝三次警察署。

なお、県警本部鑑識課では、八月中毎日（日曜日をのぞく）開設しています。

公衆ハカリの設置場所

◇広電会館己斐店＝己斐本町一丁目◇広電会館宇品店＝宇品神田五丁目◇いづみ八丁堀店＝新天地◇いづみ駅前店＝松原町◇菱屋ファードセンター＝観音新町一丁目◇ユニード＝紙屋町二丁目◇主婦の店横川店＝横川町三丁目◇原友ストアー＝庚午南町◇ふじハイッセンター＝己斐中三丁目◇公設市場＝基町◇生活協同組合＝戸坂町百田団地◇ふじおかスーパー＝庚午南町◇広島食糧（企）皆実中販売所＝皆実町五丁目◇マルシン舟入店＝舟入中町◇マルシン白島店＝西白島町◇しんえいストアー＝可部町◇長崎屋スパーク観音店＝南観音二丁目◇長崎屋スパーク庚午店＝庚午北三丁目◇長崎屋スパーク吉島店＝光南一丁目◇長崎屋スパーク東店＝段原日ノ出町。

計量に関するお問い合わせは、計量検査所（☎四五―二一一一内線三三四）へどうぞ。

公衆ハカリをご利用ください

―ことしも二十か所に設置―

市では、広く市民のみなさんに利用していただくため、今年度も市内のスーパーや商店街など二十か所に「公衆ハカリ」を設置しています。

この公衆ハカリは、消費者のみなさんが買った商品を自由にはかって量目を確かめたり、商店の人には常に正量取引きを励行していただいたりすることによって、双方が計量への関心と認識を深めてもらうことを目的としています。

また、ハカリの置台はみなさんの声を聞く意見箱になっていますので、備え付けの用紙に、商品の量目、価格など、買物全般に対する意見、要望、苦情などを記入してください。

公衆ハカリの設置場所

◇広電会館己斐店＝己斐本町一丁目◇広電会館宇品店＝宇品神田五丁目◇いづみ八丁堀店＝新天地◇いづみ駅前店＝松原町◇菱屋ファードセンター＝観音新町一丁目◇ユニード＝紙屋町二丁目◇主婦の店横川店＝横川町三丁目◇原友ストアー＝庚午南町◇ふじハイッセンター＝己斐中三丁目◇公設市場＝基町◇生活協同組合＝戸坂町百田団地◇ふじおかスーパー＝庚午南町◇広島食糧（企）皆実中販売所＝皆実町五丁目◇マルシン舟入店＝舟入中町◇マルシン白島店＝西白島町◇しんえいストアー＝可部町◇長崎屋スパーク観音店＝南観音二丁目◇長崎屋スパーク庚午店＝庚午北三丁目◇長崎屋スパーク吉島店＝光南一丁目◇長崎屋スパーク東店＝段原日ノ出町。

計量に関するお問い合わせは、計量検査所（☎四五―二一一一内線三三四）へどうぞ。

被爆者子宮ガン検診

とき／八月二十四日（木）午後一時から同二時半まで。

ところ／広島医師会館（観音本町一丁目）

対象／原爆被爆者。

申込み方法／原爆手帳と印鑑を持参のうえ、原爆センターであらかじめ受診券をお受けください。

検診／受付け順に四十名まで。

くわしいことは、同センター健康管理係（☎四三―二四五一内線二〇）へお問い合わせください。

心身障害者援護見舞金の申し出は早く

精神や身体に重い障害を持っている人に対して、年間四千円の見舞金を支給する制度が設けられています。所得や障害の程度など、一定の制限があります

が、該当すると思われる人は、八月三十一日までに、市福祉事務所福祉課（☎四五―二一一一内線九二八・八七五）へ申し出てください。

広島市政と市民

清掃事業にご協力を

特集号 No 421

みんなで広島を住みよい都市に

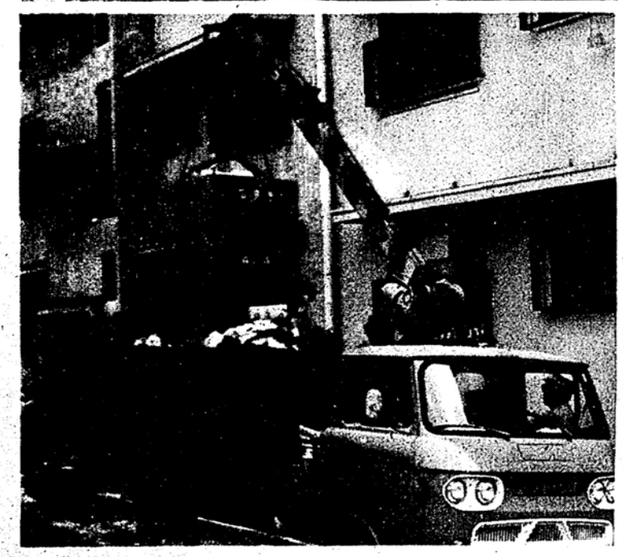

難題多い清掃事業

一体となって克服を

大気汚染や水質汚濁とならんで、「第三の公害」ともいわれるゴミの脅威――〝ゴミ戦争〟が大きな社会問題となってきています。

高度経済成長政策によって、生活水準や生産活動は向上し、市民生活にひとときの豊かさをもたらしたかもしれません。しかし、自らが使い捨てたゴミは、一層多様化し、排出量も増え続けています。また、大量消費時代を反映してゴミの大型化という現象をつくり出しています。

これらのゴミをいかにして、効率よく、衛生的に処理するかということは、今日、全国的な問題となっており、広島市もその例外ではありません。

市民の生活環境を守り、住みよくするために、〝ゴミ戦争〟へ挑戦し、早く終結させることが必要です。

いっぽう、シ尿にも大きな問題があります。公共下水道の整備やシ尿浄化槽の普及によって、水洗処理が増えてきましたが、全体の約三分の二は、自家処理か収集処理に頼らなければなりません。しかも、収集したシ尿の一部を南部処理場と可部町中島にある処理場で科学（消化）処理しているほかは、そのほとんどを瀬戸内海への投棄に頼っているのが実情です。

しかし、近年、海洋汚染防止が叫ばれ「海洋汚染防止法」が施行されたことによって、四十八年度からは全面的に瀬戸内海への投棄が禁止されます。このため、市では、外洋投棄に切りかえるための準備を急いでいます。

ここでは、こうしたゴミやシ尿の問題点と対策などについて紹介してみましょう。

◀(上)大型化したゴミ＝粗大ゴミの収集作業
(下)機械化されたゴミの収集作業

編集・発行／広島市秘書室広報課（電話代表45―2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和47年8月27日

ゴミ

増え続けるゴミ

野菜くずやくだものの皮、紙くず、あきカンやあきビン、プラスチック類など――これらは、毎日市内の各家庭から出されるゴミの正体です。時には、古くなったタンスや洗たく機、テレビなどもゴミとして登場してきます。このほか、工場や商店、工事現場など、事業活動に伴って出されるゴミも相当な量になります。

市内で排出されるゴミの量は、毎年増え続けており、現在では、可燃性のゴミだけでも、一日に約七百㌧に達しています。また、不燃性のゴミを含めるとこの数倍にもなります。

毎日、これだけのゴミの量があふれているわけですから、一年間で見れば、膨大なゴミの量になります。

たかがゴミぐらいと考えていたむかしと比べ、いまや、ゴミは、市民の生活を脅かすほどの膨大な量になってきたわけです。〝ゴミ戦争〟という言葉が、大きな社会問題として取りあげられたのは、こうした現状から、市民の生活環境を守るために、市民のみなさんと行政とが一体となって、ゴミ処理の問題に真剣に取り組み、解決しなければならないからです。

（写真は、三滝埋立て地でゴミの山にいどむ高速自動転圧車＝コンパクター）

急かれる清掃工場の建設

広島市のゴミ戦争を終わらせるためには、いくつかの困難な問題を解決しなければなりません。

現状では、一般家庭から排出されるゴミの週二回収集や粗大ゴミの年二回収集、営業活動によって出るゴミの業者収集など収集体制のほうは、一応、整えられてきましたが、処理のほうに多くの問題をかかえています。

もっとも急がねばならないのが清掃工場の建設です。ゴミは、場所を変えただけではなくなりません。可燃性のゴミは、本来、一〇〇％焼却処分するのがもっとも望ましい処理方法です。市では、約七百㌧の可燃性のゴミのうち、約三分の一にあたる二百三十㌧を焼却していますが、残りは、三滝埋立て地へ埋め立て処分しているのが現状です。

しかも、東・中清掃事務所の焼却炉は、ともに旧式で、これ以上の処理は望めない状態になっています。このため、一日も早く清掃工場を建設する必要があるわけですが、従来から、ゴミの焼却にはばいじんや悪臭などの公害問題がつきもので、なかなか建設できませんでした。

しかし、現在では、技術が著しく進歩し、まったく公害のない近代的な焼却施設（機械炉）が開発されており、多くの先進都市ではこの機械炉が設備されています。

たとえば、北九州市でこの四月から運転を始めた清掃工場は、総工費十五億四千二百万円の費用と二年の歳月をかけて完成したもので、鉄筋コンクリートづくり、地上六階、地下一階の建物に、電気集じん器やマルチサイクロン、エアーカーテンなどの公害防止装置を備え、一日四百五十㌧（百五十㌧炉三基）を焼却できるという大変りっぱなものです。

広島市でも、できるだけ早くこのようなりっぱな機械炉を設置したいと考えていますので、市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

産業廃棄物は事業者責任で

第二の問題は産業廃棄物の処理です。商店、工場、建設工事現場など、事業活動によって排出されるゴミは、家庭から排出されるゴミの量よりはるかに多いのです。

うず高く積まれたゴミの山

従来の清掃法が全面改正され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」として、その内容が一新されましたが、この改正では、産業廃棄物の処理基準が厳格に規制され、事業者責任の考えかたが明確に打ち出されました。「事業活動に伴って生じたゴミは、事業者自らの責任で適正に処理しなければならない」という原則が確立されたわけで、ことしの五月から三滝埋立て地へゴミを捨てる際、埋立処分手数料を徴収しているのもこのためです。

しかし、これを完全に実行させるためには、行政の強い指導と市民のみなさんの厳重な監視が必要です。

都市美化はわたしたちの手で

第三の問題は市民の意識の高揚です。市では、三十七年から市民のみなさんと一体となって、「都市美化運動」を精力的に進めてきています。

しかし、他人の迷惑も考えず、依然として不法投棄のゴミは、一日に約二十㌧も収集しなければなりません。

家庭の環境をきれいにするのと同じように、町の環境をきれいに保たなければなりませんが、自分たちの出したゴミは、自分たちで処理するという気持ちがあれば、町もきれいになるでしょう。「都市美化はわたしたちの手で」――このスローガンもそうした意味をもっています。

国際平和文化都市、そして、美しい町広島は、市民のみなさんのご協力とご理解によって、都市美化運動を強力に推進し、清掃事業を円滑に運営することが基盤になって初めて実現するものです。

町内清掃にご協力を

月に一度、各町内で町内清掃を実施され、出されたゴミを市で収集しています。

しかし、町内清掃で出たもので市が収集するものは、本来、道路や側溝などにたまっている土砂やゴミだけです。

最近、家庭からのゴミが集積場所に出されているのをよく見かけますが、美観をそこねるだけでなく、非衛生的でもあり、また、近所の人の迷惑にもなりますので、町内清掃の際には出さないでください。家庭からのゴミは週二回の収集日に、大きなもの（家具や電気器具など）は、夏・秋の粗大ゴミ収集日に出してください。

あとをたたない不法投棄

――違反者は告発へ

市の公園、緑地、道路、あき地などで、不法に捨てられたゴミの山を見受けますが、これらは、美観をそこなうだけでなく、非衛生なものもかなりあります。

市では、不法投棄を防止するため、あき地などにダスト・ボックスや立て札を設置したり、常時パトロールを行なったりしていますが、いっこうに不法投棄がなくなりません。市では、これらのゴミを処理するため、ショベルローダーやダンプ車で特別に編成した清掃処理班を設置しているほどで、これらの不法投棄のゴミ処理に要する経費は、まったくのムダ使いとなっているわけです。

これまでの調査では、建築や建築材料を扱う業者、土木関連業者運送業者、自動車関連業者材木業者、食品店など、営業に関係した不法投棄が多いことがわかっています。そして、ダンプ車などを使った大がかりなものが多くなり、数か所に集中して、多量のゴミを捨てているのが現状です。

だれが捨てたのか心ない人が築いたゴミの山

その量は、昨年度、市が除去したもので約千八百㌧、排出者に命じて処理させたものが約四百㌧にもなっています。

いっぽう、近ごろでは、川の中へゴミを投げ捨てたり、川原でゴミを焼いたりする人が増えています。市では、河川清掃船「すみよし丸」と「清美丸」で川に捨てられたゴミの収集に力を入れたり、川岸にダスト・ボックスを置いたりするなどの対策をとっていますが、川の中のゴミを収集するためには、陸上の場合よりはるかに大きな労力を要し、三倍の経費を必要とします。そのうえ、川はいつまでたってもきれいになりません。

これらの不法投棄は、町の美化運動に逆行するもので、これをなくすためには、市民のみなさんのご協力をお願いしなければなりません。市としては、監視の目をいっそう強め、違反者を発見したときは、警察と協力して、強硬に処分する方針です。みなさんが、不法投棄者を発見されたときは、すぐ市役所清掃局業務第二課へご通報ください。

埋立て処分手数料を徴収

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行に伴い、広島市清掃条例や規則を全面改正しました。

この条例や規則によれば、事業活動に伴って生じた一定量以上の固形状一般廃棄物を、市の埋立て地へ搬入する場合は、こととしの五月一日から、下の表のとおり、車両重量に基づいた埋立て処分手数料を徴収しています。

また、産業廃棄物は、すべて処分手数料を徴収します。

しかし、手数料さえ支払えば埋立て地へ搬入できるわけではありません。廃棄物が運搬中に飛散しないように、シートやロープをかけていただかないと搬入許可書は発行しないことになっています。

このことは、単に法や条例規則を守るということだけではなく、市民生活を快適に、衛生的に営むうえからも必要なことです。とくに、搬入路に面した住民のみなさんにご迷惑をかけないよう、きびしく徹底的に取り締まる方針です。

なお、処分手数料や搬入許可書のことなど、くわしいことは、清掃局業務第二課へお問い合わせください。

廃棄物の埋立て処分手数料

車両重量	手数料
1,000キログラム以下	1台1回につき 300円
1,000キログラムをこえ2,000キログラム以下	〃 600円
2,000キログラムをこえ3,000キログラム以下	〃 900円
3,000キログラムをこえ4,000キログラム以下	〃 1,200円
4,000キログラムをこえ5,000キログラム以下	〃 1,500円

（毎月、第1・第3日曜日は休業しますから搬入できません。）

ゴミの収集・処理を円滑に進めるために

市では、清掃事業を円滑に進めるために、従来から市民のみなさんにつぎのことをご協力願っていますが、なお、一部で徹底していない点があります。町をきれいに保つために、また、他の人に迷惑をかけないために、ぜひ、ご協力くださるようお願いします。

■ゴミの水切りと減量を

台所から出るゴミは、じゅうぶん水を切ってください。広島市のゴミは、他都市のものに比べて一〇％も多く水を含んでおり、焼却するときにそれだけ多くの時間と経費がかかっています。ビニール袋などに入れる場合でも、底のすみを切ってから入れてください。また、フロのかまどなどで焼けるようなゴミは、なるべく焼いていただき、あきカンやあきビンなどは廃品回収などで引き取ってもらうなど、ゴミをできるだけ減量してください。

■ゴミ容器をきれいに

ゴミ容器は、内側だけでなく、外側もきれいにしてください。町かどに汚れた容器が並べられた光景は、決して快いものではありません。また、ゴミを容器に入れるときは、底に新聞紙を二、三枚敷き、紙や袋に包んで入れてください。こうすれば、収集が容易になるほか、容器を洗う手間もはぶけます。

このほか、容器は持ち運びが簡単にできるものか、共働きの人などは、セメント袋のような厚い袋に入れて出されると便利です。

■ゴミ容器は定められた場所へ

ゴミの収集日には、定められた場所へ、交通の支障とならないように、きちんと容器を出してください。時々、収集日でない日にゴミを出しておられる人がありますが、イヌやネコが散らかしたり、悪臭などで他の人に迷惑をかけたりすることになります。必ず、収集日の朝、定められた場所へ出してください。

そして、収集後は、早く容器を持ち帰るとともに、あとのそうじをするなど、みんなで協力し合ってください。

■ダストボックスの正しい使用を

団地などのダスト・ボックスは約二十世帯に一個の割合いで置いてありますが、これを使う人は限られていますので、指定された団地内の人だけ使ってください。団地用のボックスを使われるときは、①竹、木ぎれなどは三十㌢ぐらいに短かく切って入れる②ゴミはボックスの外に置かずに必ず中へ入れる③ボックスにはいらないときは、収集車が来てから出すか、ボックスがあいてから出す④ボックスの中やボックスのそばでゴミを燃やさない――などを心がけてください。

このほか、市内各地にあるタバコの吸いがら入れの正しい使用、埋立て地へ灰などを捨てる場合に火の気が残っていないかどうか確認すること――など、清掃業務の円滑な運営にご協力ください。

シ尿

早急に外洋投棄へ切り替え

最初にものべたとおり、シ尿の収集・処理にもいくつかの問題があります。下水道の完備していない現在、どうしてもシ尿の収集という作業は省くことができませんし、処理するにも捨てる以外に方法がありません。

広島市で排出されるシ尿のうちそのほとんどは、簡単な処理をして瀬戸内海に捨てているのが現状ですが、海洋汚染防止法によって来年度から瀬戸内海への投棄が全面的に禁止されることになりました。

瀬戸内海への投棄が禁止されれば、遠く外洋まで運搬して捨てなければならないわけですが、計画では、豊後水道を南下し、四国の沖合い九十キロ以上の海流に乗りやすい外洋海域へ運んで捨てることにしています。

現在、市が内海に投棄しているシ尿やシ尿浄化槽汚泥などは、一日に六百キロリットルにもなっていますが、これらを外洋まで運ぶためには、大型船で能率よく運ばなければなりません。そのために市では急いで船舶や接岸・積込み施設などを整備しています。

これらが完成するのは、ことし十二月の予定で、来年の一月からは外洋投棄に切り替えることができるわけですが、少しでも早く内海への投棄を中止し、外洋投棄に切り替えるため、大型投棄船をチャーターするなどの対策を進めています。

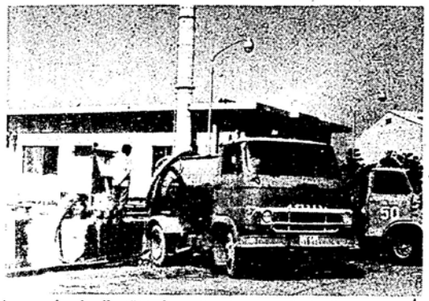

シ尿は出島作業所へ運ばれてきたシ尿はひとまず貯りゅう槽へ

シ尿の収集などを円滑に進めるために

ゴミの場合と同様、シ尿の収集や浄化槽の維持管理の場合も、みなさんのご理解とご協力が必要です。つぎのことに、ぜひ、ご協力ください。

【汲取り便所を使用される人へ】

▣不在でも汲み取りできるように

現在の収集は、四、五日のずれはありますが、おおむね定期的に月一回の収集を行なっていますので、予測される収集日ごろ不在になる家庭や常時不在の家庭では、いつでも汲み取りができるように隣り近所へ料金を託し、流し水をバケツに入れて汲取り口に置くなどの用意をしておいてください。

▣作業を断らないように

収集は、その日の計画や交通事情などで、必ずしも希望どおりにはできません。たとえ早朝や来客時などでも作業を断らないようにしてください。

▣汲取り口や通路の整理を

汲取り口や通路は、作業がスムーズにできるよう整理しておいてください。

▣流し水の準備を

作業員がお願いしたら、すぐに流し水をしていただき、完全な汲取りができるようにしてください

▣異物を捨てないこと

収集車や処理施設の機械が故障する原因となる、布切れ、たわし木切れ、ビニールなどの異物を便槽へ捨てないでください。また、雨水や下水などがはいる便槽は早く修理してください。

【シ尿浄化槽による水洗便所を使用している人へ】

①使用するたびに、必ず洗じょう水をじゅうぶんに流すこと。

②便器などのそうじに薬品を使用しないこと。

③放流水の消毒薬は欠かさずに補充すること。

④電動モーターによるバッ気式浄化槽は、電源スイッチを切らないこと。

⑤腐敗式の浄化槽は少なくとも年一回以上の清掃（汚泥除去など）と保守点検を、バッ気式では年二回以上の清掃（汚泥調整など）と保守点検を必ず行なうこと。

シ尿浄化槽の機能を正しく保つために、機能の保守点検などは、専門家（施行業者、清掃業者）に相談されるのが無難です

【水洗化区域で汲取り便所を使用している人へ】

公共下水道による下水処理区域に住んでおられる人は、下水管に直結して、便所を水洗化することができます。下水処理区域内では公示の日から三年以内に、水洗便所に改造することが義務づけられていますので、できるだけ早く水洗便所に改造してください。

市では、そのための工事資金を無利子で貸し付ける制度を設けています。くわしいことは市役所下水庶務課へおたずねください。

収集体制の確立・収集の定日化

第二の問題は、シ尿の収集体制を確立することです。

シ尿の収集業務は、汲取り収集に頼っている人や収集処理に責任をもつ市にとって重要なことです。

市では、収集業務の九〇%以上を業者に委託して行なっていますが、下水道の普及に伴う収集対象の減少や市域の拡大による周辺地区の収集処理対策などをふまえ、今後の収集体制をどうするかということを真剣に考え、問題解決に取り組んでいます。

懸案となっているシ尿の「定日収集」も、この基本的な課題が解決されてはじめて円滑に行なわれるようになります

狭い道をバックして収集する作業員

浄化槽の適正な維持管理を

第三はシ尿浄化槽の維持管理の問題です。

公共下水道による処理区域以外で水洗化するためには、シ尿浄化槽を設置しなければなりません。

市内では、現在約一万五千五百基の浄化槽が設置されており、今後も周辺地区を主体に、毎年二千基以上増え続けていくものと予想されます。

シ尿浄化槽による水洗化の伸びは、生活水準の向上を示すものとして喜こばしいことですが、これも能力をこえた使用や定期的な清掃などを怠ると、浄化機能が低下して汚水を流す結果になります。

シ尿浄化槽の水を、定められた水質基準で放流するためには、設置者か使用者の適正な維持管理が必要です。市では、シ尿浄化槽の適正な維持管理を行なってもらうために、常時、シ尿浄化槽の実態をは握し、適切な指導に当たり、必要な施策をこうじております。

健康で幸せに

被爆者定期検診と手帳の更新

出張班／◇9月1・4・5日＝可部支所◇6・7日＝亀山公民館◇8日＝三入公民館◇11日＝大林公民館（午前）◇12日＝鈴張公民館◇13日＝安佐中央公民館◇14日＝小河内農協支所（午前11時半まで）・布会館（午後）◇18日＝筒瀬会館（午前）◇19日＝後山会館（午前11時半まで）・日浦西小（午後）◇20日＝旧宇賀小◇21日＝久地公民館◇22日＝戸山中央会館◇25日＝大塚公民館◇26日＝沼田公民館◇27日＝沼田公民館（午前11時半まで）奥畑分校（午後）

受付けは午前10時から正午までと午後1時から同2時30分まで。

原爆センター班／◇9月1・4・5・6・7日＝皆実地区◇8・11・12・13・14日＝吉島地区◇18・19・20・21・22日＝広瀬地区◇25・26・27日＝天満地区

受付けは午前9時から同11時45分までと午後1時から同3時15分まで。

日曜健診／◇9月3・17日午前9時から正午までと午後1時から同3時まで、原爆センターで。

進んで血液検査をお受けください

「性病予防週間」

9月1日から全国いっせいに「性病予防週間」が展開されます。

保健所では、この期間中、梅毒の血液検査を無料で行ないますので、進んで検査をお受けください。

とき／9月1日から同7日までの午前9時から午後3時まで（土曜日は午前10時まで）

ところ／東・西・南保健所。

なお、結婚前の男女や妊婦の血液検査は、年間をつうじ、無料で行なっていますので、希望者は保健所へ申し込んでください。

会と催し

計量器定期検査

◇9月4日＝元宇品保育園◇5・6日＝宇品小◇7日＝宇品出張所◇8日＝千田廟公園◇11日＝県立広島病院◇12日＝皆実出張所◇13日＝翠町第一公園。

受付けは、午前9時30分から正午までと午後1時から同3時30分まで。

愛犬交換会

犬がいらなくなった人、犬がほしい人はおいでください。

とき／9月10日（日）午後1時から午後4時まで。雨天の場合でも行ないます。

ところ／東保健所構内（富士見町11—27）

なお、当日は登録、狂犬病予防注射、健康診断、飼犬相談なども行ないます。

くわしいことは、飼犬管理事務所（☎43—6058）へお問い合わせください。

調理師試験

とき／10月12日（木）午前10時から午後3時まで。

ところ／広島女子大学（宇品東一丁目）。

願書の提出期限／9月5日（火）。

受験希望者は、できるだけ早く、東保健所（☎41—1151）西保健所（☎31—2067）南保健所（☎51—5316）のいずれかへ申し出てください。

47年度県芸術祭

とき／9月26日（火）午後6時から。

ところ／広島市公会堂。

演目と出演者／オペラ「椿姫」（全幕）＝阿部幸次オペラグループ・広島交響楽団。

入場申込み／往復ハガキに住所・氏名（返信用にも記入のこと）・年齢職業を明記のうえ広島県芸術祭と朱書して9月10日までに、市教育委員会社会教育課（国泰寺町一丁目6—34）へ申し込んでください。1,500名を無料招待します。

全国下水道促進デー

9月10日は「全国下水道促進デー」です市では、この日にちなみ、つぎのような催しを開きますので、多数おいでください。

とき／9月11日（月）午前10時から午後4時まで。

ところ／千田下水処理場（南千田町）と江波下水処理場（江波西一丁目）

内容／①処理場見学②下水道相談会③映画会。

くわしいことは、下水部下水庶務課（☎45—2111 内線856）へおたずねください。

地代や家賃の便乗値上げは慎しみましょう

地代家賃統制令の改正で地代や家賃の統制額が変わったことは、すでにお知らせしましたが、これに便乗したと見られるような一般の地代や家賃の値上げは厳に慎しんでください。

なお、地代家賃統制令の内容、統制額などのくわしいことは、市役所管財課へおたずねください。

募ります

競輪場臨時従事員

◇職種／①警備員＝場内外の整理②連絡員＝場内の事務連絡③窓口係＝発売や払戻し業務

◇人員／①警備員＝約10名②連絡員＝若干名③窓口係＝約30名。

◇資格／①警備員＝満60歳未満の健康な男子か高校、大学の男子学生②連絡員＝高校、大学の男子学生③窓口係＝満45歳前後までの健康な女性。

◇給与／基本給（警備員1,800円，連絡員1,120円、窓口係920円）のほか、繁忙手当、通勤手当、特別手当（12月記念競輪のときは基本給の18日分、正月競輪のときは基本給の12日分）が支給されます。

◇勤務日数／1開催（1か月）当たり6日間

◇勤務時間／①警備員＝午前9時半～午後5時半②連絡員＝午前11時～午後5時半③窓口係＝（発売）午前10時半～午後5時（払戻）午前11時～午後5時半。

◇面接日時と場所／土、日曜、祭日をのぞく午前9時から午後4時まで、競輪事務局で行ない、採用はその場で決定します。

くわしいことは、競輪事務局（宇品海岸三丁目6☎54—5445）へおたずねください。

生活学校共同学習生

とき／9月6日（水）午前10時から午後3時30分まで。

ところ／中央公民館（基町5—94）

対象／生活学校生、市内に住んでいるか勤めている主婦。

テーマ／過大包装について

くわしいことは、中央公民館（☎21—5943）へお問い合わせください。

事業所統計調査にご協力を

事業所の国勢調査といわれる事業所統計調査が9月1日現在で、全国いっせいに行なわれます。

この調査は、3年ごとに総理府統計局が行なうもので、国内にあるすべての事業所を対象として、経営組織・事業内容・従業者数などを調べ、わが国の産業別構成を明らかにしようとするもので、いわば、日本の産業の見取図を作る統計調査です。

この結果は、行政や経済施策などの基礎資料として使用されます。

広島市では、約36,000の事業所を対象に、調査員がきき取り調査におうかがいしますから、この調査の重要性をご理解いただき、ご協力くださるようお願いします。

くわしいことは、市役所統計課（☎45—2111内線227）へおたずねください。

広島市政と市民

納期をお忘れなく
固定資産税 / 都市計画税 } 第3期（納付期限 9月30日）
国民健康保険料 第2期（納付期限 9月30日）

9月1日号 No 422

祇園町、広島市に仲間入り

人口も65万人に

安佐郡祇園町は、8月27日に広島市と合併し、昭和18年以来29年間続いた現在の祇園町は、新らたに広島市祇園町となりました。

祇園町との合併は、46年4月1日に合併した沼田町以来、安佐町、可部町についで4番目のものです。これら4町のなかでは，祇園町の面積がもっとも小さく15．07平方㌔ですが，人口はもっとも多く約4万4,000人です。祇園町との合併の結果、広島市の人口は65万人を越え、面積も368.58平方㌔になりました。

ここでは、新しく市民になられた祇園地区のみなさんに、祇園支所の組織や事務の取り扱いが変わった点、市議会議員の増員選挙などを中心にお知らせしましょう。

▩祇園支所等の組織

祇園支所——市民課、税務課、厚生課、清掃課、経済課、建設課、区画整理課。
福祉事務所、西保健所など——祇園分室

このほか水道局などの窓口を設けています

▩戸籍・住所関係の届けや印鑑登録など

◇戸籍・住所関係の届けや謄・抄本の請求／いままでどおり祇園支所（旧祇園町役場）の市民課へおいでください。

◇印鑑証明／印鑑証明の発行は、複写機でコピーして作ることになりました。そのため現在登録されている印鑑（実印）を引き続き登録される人は、合併の日から1年のあいだにコピーのできる用紙（窓口にある）に登録替えをしてください。

登録替えの方法は、本人が現在登録されている印鑑と登録替え申請書（窓口にある）を市民課の窓口に提出してください。また、改印される場合は、現在登録されている印鑑と新しい印鑑を持って窓口へおいでください。

これらの手続きは、本人がおいでになる必要がありますが、どうしても本人がおいでになれない場合は、代理人が本人の印鑑と委任状、代理人の印鑑を持っておいでください。

なお、登録替えをされなくても、48年8月27日までは旧様式の登録は有効ですが、その後は登録が取り消されますので、新たに登録しなおしていただくことになります。

▩税金の納入方法や納期の変更

◇納入方法／いままでどおり祇園町農協を含め下に掲げた金融機関と市民課の窓口で納入することができます。

◇納期の変更／①市・県民税の1・2・3期はこれまでどおり、それぞれ6月、8月、10月ですが、4期が1月から12月に変わります②固定資産税は、1・2期はこれまでどおり4月、7月ですが、3期は12月から9月に4期が2月から11月に変わります③軽自動車税の定期分が4月から5月に変わります④法人税割りの税率が9．1%から10．7%になります。

▩水道関係の窓口業務など

水道局の窓口では、①給水装置の修繕受付けや簡易な修理②住民相談と水道局連絡事務——などを行なっています。

水道料金などは、できるだけ集金員にお払いいただくか、口座振替え制度をご利用ください。口座振替え制度の加入手続きやご不審な点は、窓口でお気軽におたずねください。しかし、水道料金などは、ごめんどうでしょうが水道局料金課（☎21—4211 内線 252）へお問い合わせください。

▩地区市民相談室

祇園町民のみなさんのために、支所に地区市民相談室を設置しています。市政に対する苦情・要望・問い合わせ、日常の困りごと相談など、お気軽にご利用ください。

▩被爆者手帳や国民健康保険証の切り替え

被爆者手帳の切り替えは、すでに合併前に行ないましたが、まだすんでいない人は、手帳を持って祇園支所へおいでください。

また、国民健康保険証はすでに新保険証を郵送しています。古い保険証は祇園支所へお返しください。

税や保育料などの納入はつぎの機関へ

市では、税や保育料などの納入の便宜をはかるために、つぎの金融機関や郵便局を指定していますので、これらのいずれかで納入してください。

◇指定金融機関／広島銀行の本店、市内各支店・五日市・五日市北・廿日市・古市・安芸府中・海田・矢野各支店と東京支店。

◇収納代理金融機関／（市内）◇三菱・大和・三和・住友・富士・神戸・第一勧業・東京・三井・協和・東海・中国・百十四・山口・伊予・福岡・山陰合同・四国・大分・親和・十八・日本興業各銀行◇住友・東洋・三菱・三井・安田各信託銀行◇広島・呉・西日本・福徳・福岡・愛媛・山口・東邦各相互銀行広島信用金庫・広島市信用組合・広島県中央信用組合・信用組合広島商銀・商工組合中央金庫・呉信用金庫・広島市農協・戸坂農協・広島市西部農協・伴農協・・井口町農協・戸山農協・安佐町農協・可部町農協・祇園町農協の各金庫・組合（市周辺）◇広島相互銀行の五日市・古市・安芸府中・海田各支店◇呉相互銀行五日市支店◇広島信用金庫の五日市・廿日市・府中・海田・古市各支店◇広島市信用組合海田支店◇広島県中央信用組合の五日市・楽々園・落合橋・海田・坂各支店

◇郵便局／県内各郵便局

9月22日に市議増員選挙

祇園町の合併に伴い、祇園選挙区の市議会議員4名の増員選挙がつぎの日程で行なわれます。

◇9月12日＝選挙期日の告示、立候補届出の受付け（支所）、不在者投票の取扱い開始（支所）◇9月13日＝立候補届出（辞退届出）の期限◇9月22日＝投票日（午前7時から午後6時まで）、即日開票。

広報紙郵送希望者は申し出を

祇園町のみなさんには、本号から、「広島市政と市民」をお届けします。本紙は毎月1日と15日の月2回定期号を発行するほか、年10回の特集号を発行しています。

みなさんには、中国・朝日・毎日・読売・サンケイ・日経の6新聞に折り込んで、発行日の朝配布されます。したがって、前述の新聞を購読されていないご家庭や、新聞自体が郵送されるご家庭には、広報紙を郵送によって配布します。郵送をご希望の人は、祇園支所へ住所、世帯主氏名を電話かハガキ（「広報紙郵送希望」と明記すること）で連絡してください。

なお、新聞折り込みや郵送のほか、祇園支所と公民館にも広報紙を置いておきますのでご利用ください。

編集・発行／広島市秘書室広報課（電話代表45—2111） 印刷／文化印刷株式会社 発行日／昭和47年9月1日

広島市政と市民

人口と世帯
人口　653,720
男　325,362
女　328,358
世帯　231,884
昭和47年7月31日現在
（祇園町を含む）

9月15日号　No 423

開園1周年、安佐動物公園

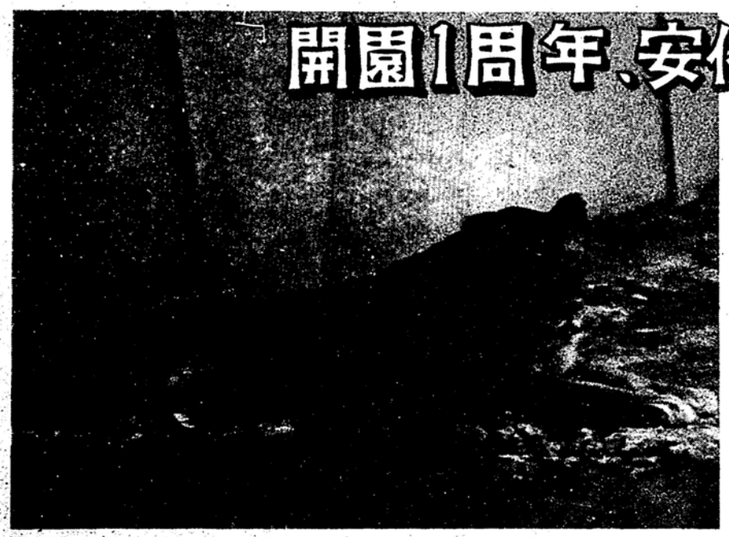

【写真説明】
上；母親のライオンに寄り添う子どもライオン。
下右；エサを食べているキリンとシマウマ、エランド。
下左；1周年記念日に、ミス広島の一日園長から記念品を受けとる母子。

十三種の赤ちゃん誕生

昨年開園した安佐動物公園はことし九月一日で満一年になりました。

この一年間に安佐動物公園を訪れた人は五十三万一千人、中学生以下の無料入園者を含めると八十六万四千人にもなっています。

開園当時、九十九種（四百九十七点）だった動物も、現在では、百二十種（六一一点）にふえています。また、この一年間に、十三種類の動物の赤ちゃんが誕生しましたが、この中には、日本で初めてのハゴロモヅルの赤ちゃんのほか、ライオン、ブタオザル、コビトコブウシ、トムソンガゼル、コブハクチョウ、アフリカスイギュウなどの赤ちゃんが含まれています。これらの赤ちゃんは、いずれも元気に育っており動物公園を訪れる人の目をいっそう楽しませてくれています

九月一日には、開園一周年記念行事として、ミス広島の近藤洋子さんを一日園長に迎え、この日最初の入園者にハゴロモヅル親子の写真パネルを記念品として贈るなどの行事が行なわれました。

安佐動物公園には、今年度中にトラやヒョウがお目見えすることになっており、将来は、ワニやヘビなどのハ虫類、昆虫類なども仲間に入れたいと考えています。

市民のしおり

印鑑証明に関する申請

▽印鑑登録

◇印鑑を登録するときは、本人の住所を管轄する本庁、支所、出張所（外国人は、本庁、支所）へ本人が直接出向いて、申請書（窓口にある）を提出してください。申請書には、本人と保証人一人の記名、実印の押印が必要です。

この場合、つぎのものがあれば保証人は省略できます。

①本人の写真をはった、官公署発行の各種免許証（運転免許証など）、身分証明書などを提示されたとき②転入された人で、前住所地発行の印鑑証明書を添えることができ、それと同じ印鑑を登録されるとき。

◇印鑑文字＝①姓と名が全部はってあるもの②姓だけはってあるもの③名だけはってあるもの④姓と名の一部を組み合わせたもので常識的に本人であることをあらわしているもの。

◇印鑑の大きさ＝印面が二十ミリ以より小さく、七ミリ以より大きいもの。

▽印鑑証明書の請求

証明書は、本人が登録された印鑑（実印）を、請求書に押して請求してください。手数料は、一枚につき五十円です。

病気その他の理由で、本人が出向かれないときは、委任状に実印を押して、代理人による請求ができます。なお、くわしいことは、市役所戸籍課、支所、出張所へ。

編集・発行／広島市秘書室広報課（電話代表45—2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和47年9月15日

みんなで取り組もう老人問題

「豊かな生きがいのある老後」を積極的に

きょう十五日は「敬老の日」、おとしよりの尊い業績をたたえて各地でいろいろな敬老行事が催されます。

現代は高齢化社会の幕開けの時代といわれ将来、わが国の老齢人口の伸び率のスピードは、欧米のどの国よりも早いと推測されています。また戦後の社会変革により、おとしよりが子どもの扶養によって楽隠居ができるということは考えられなくなりました。

こうした情勢推移の中で、核家族の進行に伴う高齢者世帯とひとり暮し老人の増加が問題となっています。多くのひとり暮しの老人は健康状態がすぐれず、誰かの世話を受けたいと願っておられますまた、一般的にも六十歳以上のおとしよりには、生活上の悩みとして健康上の問題をあげる人がかなりあります。

老人問題には、まだまだ解決されなければならない多くの課題が横たわっております。おとしよりがおかれている精神的、経済的な不安定の状態を早く解消してあげる必要があります。

わたくしたちは、いまから、みんなで「豊かな生きがいのある老後」の実現を共通の重要課題として、老人問題と真剣に取り組んで行かなければなりません。

広島市では、老人福祉対策と積極的に取り組み、その施策の拡充・強化に努力しておりますが、ここでは、現在行なっている施策のあらましをご紹介し、市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

老人福祉対策

■敬老年金の支給

広島市に、引き続き二年以上居住されている八十歳から八十四歳までの人に三千円、八十五歳以上の人に五千円を九月に支給しています。

■老後の健康管理と老人医療対策

◇老人健康診査＝病気の早期発見をつうじて健康管理を行なうため、六十五歳以上の人を対象に、毎年一回各保健所において無料で行なっています。

◇インフルエンザの予防接種＝七十歳以上の人を対象に、十月から十二月にかけて無料で行ないます。

◇老人医療費の補助＝七十歳以上の人で、本人の所得が制限基準以下の人と、六十五歳以上の重度心身障害者で、本人の所得が基準以下の人に対し、医療費の自己負担額の全額を補助しています。

■老後の生きがい対策

◇高齢者就労対策＝広島市社会福祉協議会に老人無料相談所（千田町一丁目広島市社会福祉センター内）を設け、求人の紹介、就職のあっせんを行なっています。

幸せと健康を願って

◇老人クラブの育成指導＝三五八クラブ（二万二千人）に対して運営補助金を交付し、教養を高め健康の増進をはかる老人クラブ活動の推進に努力しています。

◇老人福祉手帳の交付＝六十五歳以上の人に老人福祉法の内容、健康問題などを記載した手帳を交付しています。この手帳で映画観覧料や特殊公衆欲場の入浴料などの割引きが受けられます。

■寝たきり老人対策

◇老人家庭奉仕員の派遣＝老衰心身の障害などにより、独力で日常生活を営むことができない老人世帯に奉仕員を派遣し、適切な家事介護や相談、助言などのサービスを無料で行なっています。

◇在宅寝たきり老人見舞金の支給＝七十歳以上で、居宅において引き続き一年以上寝たきりで、常時介護を必要とする人に対し、六月と十二月に二千円ずつ支給しています。

◇特殊寝台などの貸与＝六十五歳以上で、長期間寝たままでいる低所得世帯の老人のうち、身体機能障害が著しい人に、傾斜角度を調整できる可動式寝台かマットレスを無料で貸与しています。

◇寝具の高熱乾燥・消毒＝六十五歳以上で、低所得世帯に属する寝たきり老人世帯を対象に、寝具の高熱乾燥・消毒の作業を無料で年二回行ないます。

■ひとり暮し老人対策

◇ひとり暮し巡回相談＝日常生活において、ひとり暮しの状態にある六十五歳以上の老人家庭に巡回相談員が訪問し、生活のこと、身上のことなどの相談や安否の確認を行なっています。

◇介護人の派遣＝低所得世帯に属する六十五歳以上のひとり暮しの老人が、一時的な病気などで食事や身のまわりなどの日常生活に困る場合、介護人を無料で派遣し食事、買物、医者への連絡などのお世話をしています。

■老人福祉施設

◇老人世帯向け住宅の確保＝住宅に困っている老人世帯に公営住宅の特別枠として老人向け住宅を確保することに努力しています。

◇敬老行事＝老人の長寿を祝福するとともに、市民に敬老の精神と老人福祉への理解と協力を得るため、毎年九月十五日に公会堂で「敬老の日記念式典」を行なっています。また、各学区単位で行なわれる地区敬老会には、酒券を贈って長寿を祝福しています。

■老人福祉施設

◇老人向け集会所＝レクリエーションや教養の向上をはかるために必要な集会、活動の場として、現在、長生園（宇品御幸四丁目）と社会福祉センター（千田町一丁目）があります。そのほか、建設中で十二月開館予定の社会福祉センター中広会館（中広町一丁目）近く着工する福島老人向け集会所（福島町二丁目）があります。

以上のほか、今後老人福祉施設として計画しなければならないものとして、老人の生活相談、健康相談など、各種相談事業や就労の指導、教養の向上、レクリエーションなど、総合的なサービスを行なうことができる老人福祉センター、低額の料金で入所でき、自炊生活をしながら働きに出ることもでき、また、病気をしたときは介護もしてもらえる老人世話ホーム、さらに、特別養護老人ホームなどがあります。

◇県寝具協会では、九月の老人福祉月間中、老人福祉手帳を持参した人には寝具を一割引きで販売します。

◇安佐動物公園では、老人福祉月間中、老人クラブの団体で入園される場合は、入園料を免除します。

ご利用を

歩行者の事故防止に重点

九月二十二日から十月一日 秋の交通安全運動

九月二十二日から十月一日までの十日間、全国いっせいに「秋の交通安全運動」が展開されます。

この運動では、子どもと老人の歩行者事故防止に重点をおき、スクールゾーン（小学校を中心とした半径五百㍍の交通環境重点整備区域）の再点検をはじめ、通学路の街頭指導、幼稚園児や小学生・老人を対象とした交通安全教室、職域における研修会、交通安全パレード、交通指導取締り、街頭車両検査などが実施されます。

周辺地区の重大事故が増加

ことしの上半期（一月から六月まで）の交通事故発生状況を見ますと、旧市内では発生件数、死傷者とも減少しているのに、新しく合併した市周辺地区での事故が目だって増えています。とくに、これらの地区では、死亡事故など、事故の大型化が著しく、そのうち"老人の死亡と飲酒事故"の占める率が非常に高くなっています。

市民のみなさんも、この運動を身近な問題としてご理解いただきご協力くださるようお願いします。

とくに、運転者のみなさんは弱い立場の歩行者の身になって安全運転を心がけ、交通事故を絶対に起こさないようにしましょう。

また、各家庭で交通安全についてよく話し合っていただき、子どもやおとしよりの事故防止、飲酒運転の追放に努め、交通事故のない平和で明るい社会、楽しく住みよいまちづくりに心がけましょう

こうした傾向は、市周辺部の住宅化が進むにつれて、ますます強くなることが予想されますので、これらの地区に住んでおられるみなさんは、PTAや婦人会、老人クラブ、町内会などの地域の会で機会あるごとに交通安全問題をテーマにとりあげ、地域ぐるみで交通事故追放に取り組んでいただくようお願いします。

交通事故の発生状況（昭和47年6月末現在）

区分	発生件数	死者	傷者
全国	316,208件（−12,936）	7,340人（−265）	426,040人（−19,549）
広島県	11,413（−168）	246（+19）	16,314（−172）
東・西・南各署管内	3,376（−174）	25（−6）	4,710（−234）
可部署管内	736（+123）	20（+15）	1,084（+180）

（カッコ内は昨年同期比、可部署管内には、安佐郡と山県郡の一部を含む）

国民健康保険の被保険者証が変わります

十月一日から国民健康保険の被保険者証（保険証）が変わります新しい保険証（水色）は九月二十五日ころ加入者のご家庭へ郵送します。この新しい保険証を受け取られたときは、つぎのことに注意してください。

◇被保険者（家族）の内容を確かめること◇新しい保険証は、受け取られたらすぐに使えます。保険証を医者へ預けている人はすぐに取り替えてください◇新しい保険証は九月十五日現在で、作成しています。九月十六日以後、被保険者に異動（出生、死亡、職場の健康保険への加入や脱退など）があった人は、ごめんどうでも住民登録をされている支所か、出張所（本庁管内は戸籍課）で訂正してもらってください◇いままでの保険証（黄色）は使えなくなります新しい保険証を受け取られたら、すぐに近くの支所か出張所、本庁国民健康保険課へお返えしください。

なお、保険証は郵送しますが、なかには住所不明のため返送されるものがあります。返送されたのは、支所か出張所で保管していますので、九月三十日までに保険証が届かないときは、支所か出張所、国民健康保険課へお問い合わせください。

市議増員選挙（祇園選挙区）の投票所を一部変更

広島市との合併に伴い、祇園町の区域で市議会議員増員選挙が九月二十二日（金）に行なわれます投票の区域は、従来どおりですが、投票所が一部変わったところがありますのでご注意ください。

投票の時間は、午前七時から午後六時までです。

投票区名	投票所
祇園第一	市役所祇園支所
祇園第二	祇園小学校
祇園第三	山本小学校
祇園第四	平原会館
祇園第五	長束小学校
祇園第六	祇園幼稚園
祇園第七	原小学校
祇園第八	浄玄寺

投票所へおいでください。

宅地造成などの規制区域を大幅に追加

昭和三十七年に宅地造成等規制法に基づく規制区域が最初に指定されて以来、現在に至っていましたが、ことしの七月三十一日に新らたに沼田町、安佐町、可部町の一部が追加指定されました。

この宅地造成などの規制区域は宅地造成に伴い災害が生ずる恐れの著しい市街地や市街地になろうとする土地の区域を指定したもので、この区域内で宅地造成などを行なう場合は、すべて県知事の許可を受けなければなりません。許可なしに工事を行ないますと処罰されることになりますので、必ず事前に許可を受けて着工してください。

なお、区域の確認はつぎのところへおたずねください。

本庁計画調整課（電四五―二一一内線八六五）、沼田支所（電伴一）、安佐支所（電飯室一）、可部支所（電可部四―二一六一）

会と催し

市民ハイキング

目的地／極楽寺山（佐伯郡廿日市町）＝一般向き。

とき／九月二十四日（日）雨天の場合は十月八日（日）

集合場所と時間／広電西広島駅に午前八時三十分から同五十分までに集合。

申込み方法／九月二十三日（土）までは、市教育委員会保健体育課（電四五―二一一一内線四〇一）へおたずねください。

持参品／昼食、嗜好品、水筒、タオル、雨具など。

服装／スラックス、登山靴（運動靴）を着用のこと。

このほか、雨天の場合の決行の可否など、くわしいことは、保健体育課（電四五―二一一一内線四二）へお問い合わせください。

被爆者子宮ガン検診

とき／九月二十八日（木）午後一時から同二時三十分まで。

ところ／広島医師会館（観音本町一丁目）

対象／原爆被爆者。

申込み方法／原爆手帳と印鑑を持参のうえ、原爆センターであらかじめ受診券をお受けください。

受付けは、先着四十名まで。

くわしいことは、同センター健康管理係（電四三―二四五一内線二〇）へお問い合わせください。

計量器定期検査

◇九月十八日＝皆実小◇十九日＝広大医学部付属病院◇二十日＝大河小◇二十一日＝楠那小◇二十五日＝祇木会館◇二十六日＝仁保小◇二十七日＝比治山小◇二十八日＝段原中◇二十九日＝杉姫稲荷大社。

受付けは午前九時三十分から正午までと午後一時から同三時三十分までです。

犬の慰霊祭

飼犬管理事務所では、昭和二十五年から今日までに、わたしたちの社会生活の安全のために尊い生命を失い、悲しい犠牲となった二十万三千頭の犬に心から感謝し、霊をなぐさめるため、つぎのとおり慰霊祭を行ないます。

過去に病気などで愛犬を失ったり、心ならずも犬を犠牲にしたことがあった人は慰霊祭に参列され犬の霊をなぐさめてやってください。

とき／九月二十二日（金）午前十時から。

ところ／東保健所構内（富士見町一一―二七）犬魂碑前。

読書会

とき／九月二十一日（木）午後六時三十分から八時三十分まで。

ところ／青少年センター。

課題／リルケ作「マルテの手記」

講師／広島女子大学講師　稲葉文子。

参加／無料。青年は、自由に参加してください。

くわしいことは、青少年センター（電二八―〇四四七）へおたずねください。

募集

市役所職員

初級・行政職（男子）＝数名。
◇受験資格／高等学校を昭和四十八年三月に卒業する見込みの男子で、昭和二十四年四月二日以降に生まれた人。
申込み期限／いずれも九月二十七日（水）

初級・行政職（女子）＝数名。
◇受験資格／高等学校を昭和四十八年三月に卒業する見込みの女子で、昭和二十四年四月二日以降に生まれた人。
初級技術職（男子）＝土木、三十名、建築、二十名、畜産、一名。
◇受験資格／高等学校を昭和四十八年三月に卒業する見込みの男子で、昭和二十四年四月二日以降に生まれた男子。
保健婦＝十五名。
◇受験資格／①保健婦の業を昭和四十八年三月に卒業する見込みの人②保健婦の資格を有する人で、昭和二十二年四月二日以降に生まれた人。
申込み期限／いずれも九月二十七日（水）

第二次試験日／いずれも十月八日（日）
くわしいことは、市役所人事課（電二一一一内線四九二・七三三）へおたずねください。受験申込書や案内書は同課にあります。

市消防吏員

◇受験資格／①昭和二十一年四月二日から三十年四月一日までに生まれた男子②市内か近郊に居住できる人（独身者は採用後一年間原則として独身寮に入寮してもらう）③大学、短期大学、高等専門学校、高等学校卒業者か来年三月卒業見込みの人④地方公務員法第十六条欠格に該当しない人⑤身長、体重、胸囲に均衡のとれた人で、視力などが基準以上の人。
試験／◇第一次試験＝十月十二日（木）◇第二次試験＝十月二十日（金）
申込み方法／十月五日までに、市消防局総務課人事係（大手町五丁目六―五電四一―九二六一）へ申し込んでください。受験申込書は、消防局、各消防署にあります。
くわしいことは、消防局総務課へおたずねください。

計量事務受託者

職務内容／水道メータの検針業務
募集人員／女子若干名。
応募資格／①心身ともに健康な満二十五歳以上の女子②運転免許証保持者③身元保証人二名と保証金二万円を預託できる人。
待遇／①月額約四万円②褒励金年二回支給③その他手数料支給制度があります。
受付け期間と場所／九月十五日から九月二十日まで、水道局料金課（電二一一四二二五）で受付けます
提出書類など／くわしいことは水道局料金課（電二一一四二二五）へおたずねください

選挙管理委員会臨時職員

職務内容／選挙人名簿の抄本へ氏名（漢字名）を記入する事務。
募集人員／五名。
応募資格／十八歳から四十五歳までの心身ともに健康な人。
期間／九月十五日から約一か月間
給与／一五〇円。
応募方法／履歴書をもって、市役所北庁舎内の選挙管理委員会事務局庶務課へおいでください。

労働基準監督署臨時職員

職務内容／①一般事務②統計事務③タイピスト
募集人員／若干名。
応募資格／①②高校卒業程度の学力を有する人③タイピスト経験者
給与／①②一万五千円③一万六千円
応募方法／履歴書を持って、広島労働基準監督署（電二一一四一一一）へ。

労働基準監督署臨時職員

職務内容／①②一般事務③タイピスト
募集人員／若干名。
応募資格／①②高校卒業程度の学力を有する人③タイピスト経験者
給与／①②一万五千円③一万六千円
応募方法／履歴書を持って、広島労働基準監督署（電二一一四一一一）へ。

広島労働基準監督署臨時職員

職務内容／①②一般事務③タイピスト
募集人員／若干名。
応募資格／①②高校卒業程度の学力を有する人③タイピスト経験者
給与／①②一万五千円③一万六千円
応募方法／履歴書を持って、広島労働基準監督署（電二一一四一一一）へ。